

## 第15回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和6年9月27日(金) 午前10時00分～

2. 開催場所 区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	13番	岩楯 重治		
委員	1番	中里 良子	2番	小林 俊明
	3番	田島 勝	4番	佐久間 梅吉
	5番	関口 賢一	6番	芦田 正之
	7番	寺内 敏一	8番	島田 茂
	9番	石井 慎一	10番	村山 雅美
	11番	石川 善一	12番	眞利子 隆

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 開墾等により新規に耕作を開始した農地の証明願いについて

議案第2号 生産緑地地区に係る農地の確認について

議案第3号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 木村 浩之

主任 宮下 知也

係長 小川 英彦

係員 鈴木 恵衣

7. 会議の概要

議 長 おはようございます。ただ今より第15回江戸川区農業委員会を開会します。なお本日は委員の皆様、全員出席でございます。日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしく願いいたします。寺内委員さんと島田委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

議 長 それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。

事務局 報告第1号（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について）について、専決により7件の書類を受理いたしました。転用場所、内容については、議案書のとおりです。以上でございます。

議 長 報告第1号について、質問等ございませんか。  
質問・意見等がないようですので了承いただきたいと思います。

議 長 次に、報告第2号をお願いいたします。

議 長 報告第2号（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により3件の書類を受理いたしました。転用場所、内容については、議案書のとおりです。以上でございます。

議 長 報告第2号について、質問等ございませんか。  
質問・意見等がないようですので了承いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第1号の審議をお願いします。

事務局 議案第1号（開墾等により新規に耕作を開始した農地の証明願いについて）についてご審議願います。開墾等により新規に耕作を開始した土地について、農地として取扱いを受けるには、農業委員会による農地に該当することの証明が必要です。申請地番、地目、面積、開墾前の状況等、内容については、議案書のとおりです。  
以上でございます。

議 長 議案第1号について、小林委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

小林委員 9月5日に事務局の宮下さん、鈴木さんと私とで●●さんの畑の現地確認に伺いました。●●を活用されたとのこと。以前も現地に向ったことがあり、以前は、夏の枝豆等が試験的に作付けされておりました。今回は、ブロッコリーの作付け準備と、一部ネギの作付けがなされておりました。圃場の西側には直売所も併設されておりますので、有効に農地として活用されていることを確認してまいりました。農地として適切に管理されておりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 地区担当委員さんの証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。
- (質問、異議なし。)
- 議 長 それでは、議案第1号について証明書の発行を承認することといたします。
- 議 長 それでは、議案第2号の審議をお願いします。
- 事務局 議案第2号(生産緑地地区に係る農地の確認について)についてご審議願います。  
議案第2号の申請場所については、次ページ以降に地図と公図を載せております。  
以上でございます。
- 議 長 議案第2号の1及び2について、小林委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。
- 小林委員 議案第2号の1につきまして報告させていただきます。9月5日に事務局の宮下さん、鈴木さんと私とで、●●さんの畑の確認をおこないました。報告内容としましては、先ほど議案第1号で報告したとおりでございます。生産緑地として活用が見込まれ、追加指定につきましても、問題ないかと思われまます。ご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 議案第2号の2につきまして報告させていただきます。9月5日に事務局の宮下さん、鈴木さんと私とで、●●さんの畑の確認をおこないました。鉄骨ハウスでございました。今年は暑く、栽培には難しい気候条件ではありましたが、ハウス内は良い管理をされていて、小松菜としんとり菜がきれいに栽培をされておりました。当該農地は、●●、ハウスの半分ではありますが、生産緑地の申請をされたとのことでした。いずれは、残りの半分の農地につきましても、生産緑地に申請をしたいとのことでした。生産緑地の指定につきまして、問題ないかと思われまます。ご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 地区担当委員さんの証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。
- 寺内委員 生産緑地の指定につきましては、環境などの面から大変歓迎すべきことだと思います。区内において、生産緑地の増減、件数と面積、年度ごとにわかれば教えていただきたいです。
- 事務局 前提といたしまして、生産緑地の地区指定につきましても、300㎡以上の面積があれば新規指定を行うことができます。300㎡の面積要件を満たしていれば、1筆、1農家でも新規指定を行うことができます。また、複数筆、複数農家で指定をすることも可能です。
- それでは、直近3か年につきまして、生産緑地の増減、件数と面積をご報告いたし

